

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

肥料の登録(農業改良課)

肥料の有効期間の更新(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

鳥取県指定代理金融機関の指定(会計課)

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(〃)

◇ 選挙告示

選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告

林業技能作業士として認定した者(造林課)

告 示

鳥取県告示第千八十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三	平成元年九月十六日
小山歯科医院	米子市車尾八六八一三	平成元年十月一日
小徳歯科クリニ ック	境港市元町四一	〃
野口内科医院	米子市角盤町四丁目五一二	〃
岸医院	八頭郡河原町大字河原四八	〃

井田歯科医院	森医院中河原分 院	森医院	白井眼科医院	荻原医院	乾医院	医療法人社団足 立産婦人科医院	医療法人社団高 見医院	医療法人木本齒 科医院	明島産婦人科医 院	井上医院	井上医院佐治出 張診療所	早瀬医院	潮医院	周防内科医院	有限会社岡田薬 局
境港市上道町一九八七一一	岩美郡国府町大字中河原六八 一七	岩美郡国府町大字糸谷一一 五	鳥取市西町四丁目四二五	八頭郡河原町大字長瀬七四一 九	気高郡鹿野町大字鹿野一四〇 五一	倉吉市上井町二丁目一〇一七	東伯郡北条町大字国坂七二〇	倉吉市昭和町一丁目一七四	倉吉市幸町五〇七一八	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七 一六	八頭郡佐治村大字加茂六九二 一五	鳥取市川端五丁目一〇六	西伯郡会見町天万六三八一五	米子市上後藤三二四	米子市上後藤二九四一一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成元年十月一日	平成元年十月二日

長谷川薬局	森脇耳鼻咽喉科 医院	大石医院	森整形外科医院	木下内科医院	井上皮膚科クリ ニック	福嶋整形外科医 院	医療法人社団平 本小児科医院	田中医院下津黒 出張診療所	田中医院大坪出 張診療所	田中医院	吉井歯科医院
米子市富益町字米川西七 四 四七七一一	倉吉市新町三丁目一〇八一 四	倉吉市西倉吉町二二一〇〇	米子市夜見町二一六〇	米子市河崎九八七	米子市茶町二七一	倉吉市伊木二六二一一	倉吉市山根六三七一六	八頭郡家町大字下津黒二六	八頭郡家町大字大坪七一 一	鳥取市浜坂二丁目九一五	倉吉市東巖城町一〇一
平成元年十月二日	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第千八十八号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七條の規定に基づき、
次の肥料を登録したので、同法第十六條第一項の規定により告示する。
平成元年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
鳥取県 第五一四号	混合有機質肥 料	カニ殻ペレ ット	窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇	公定規格のと おり	日本キレート株式会社 島根県安来市柿谷町一一五―四	平成元年八月十一日
鳥取県 第五一五号	副産動物質肥 料	9 副産動物 質肥料	窒素全量 九・〇	〃	北陽油脂株式会社 境港市渡町一一九	〃
鳥取県 第五一六号	蒸製毛粉	12 蒸製毛粉	窒素全量 十二・〇	〃	〃	〃
鳥取県 第五一七号	混合有機質肥 料	バイオ・パ イオレント	窒素全量 五・〇 りん酸全量 一・〇	〃	有限会社加登脇本舗 東伯郡東伯町大字下伊勢四二〇	〃 八月二十九日
鳥取県 第五一八号	なたね油かす 及びその粉末	なたねかす ペレット 100	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇 加里全量 一〇〇	〃	鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取市末広温泉町七二四	〃

鳥取県告示第千八十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成元年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第五一一号	副産動物質肥 料	フィッシュリ ッチ	窒素全量 六・〇	公定規格のと おり	鳥取缶詰株式会社 境港市弥生町四二一	平成元年九月十二日から 平成四年九月十一日まで

鳥取県告示第千九十九号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）浦富南地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年十一月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千九十一号

溝口町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業宇代地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年十一月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）向島地区農道整備）を平成元年十一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十三号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）恩志地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

鳥取市が行う土地改良事業に係る中砂見地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十八条第三項の規定に基づき、鳥取県指定代理金融機関を次のように定めたので、同条第十項の規定により告示する。

平成元年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県信用漁業協同組合連合会

二 業務開始年月日

平成二年四月一日

鳥取県告示第九十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成二年四月一日から施行する。

平成元年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表中

を

米子支所	米子市明治町
米子支所	米子市明治町
本 所	鳥取市青葉町三丁目
境港支所	境港市昭和町

に改める。

第三号の表中

を

香取開拓農業協同組合	本 所	西伯郡大山町	株式会社山
鳥取県信用漁業協同組合連合会	本 所	鳥取市青葉町三丁目	株式会社山城北支店
鳥取県信用漁業協同組合連合会	境港支所	境港市昭和町	株式会社山境本町支店
香取開拓農業協同組合	本 所	西伯郡大山町	株式会社山
香取開拓農業協同組合	本 所	西伯郡大山町	株式会社山
香取開拓農業協同組合	本 所	西伯郡大山町	株式会社山

陰合同銀行
陰合同銀行
陰合同銀行

陰合同銀行

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

平成元年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年十一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 平成元年十一月二十日(月)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
- 三 議題 政治団体関係者啓発研修会について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成元年十一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機		アトランティス	株式会社平和
		チャンスホール一〇A	奥村遊機株式会社
		ビルボード二	
		會長さん	
ぱちんこ遊技機		ショットガンC七	株式会社ニューギン
		日本一C七	
		カップイン	
ぱちんこ遊技機		ビッグスターP四	豊丸産業株式会社
		サッカーP三	

公 告

林業技能作業士として認定した者は、次のとおりである。

平成元年11月14日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- | | | |
|-----------|-------------|---------|
| 小 谷 敏 | 尼 子 孝 志 | 植 田 喜 雄 |
| 米 山 貞 美 | 竹 内 誠 一 | 大 坪 弘 幸 |
| 光 浪 大 加 雄 | 村 松 正 志 紀 | 山 本 安 雄 |
| 西 村 孝 雅 | 谷 口 道 章 一 郎 | 石 沢 貴 信 |
| 中 沢 幸 人 | 中 谷 西 章 | 中 国 幸 久 |
| 植 木 賢 治 | | |